

尾張旭市監査公表第18号

平成29年12月27日付け尾張旭市監査公表第27号をもって公表した定例監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成30年5月30日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 秋 田 進

健康福祉部健康課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>がん検診等健康診査関係帳票の印刷において、契約書及び検査調書の作成が行われていない。契約金額が50万円を超える場合は、尾張旭市契約規則第27条により契約書の作成が必要になる。また、同契約規則第50条により検査調書の作成が必要になる。</p>	<p>契約金額が50万円を超える場合には尾張旭市契約規則に基づき契約書及び検査調書を作成し、事務を適正に行います。</p>
<p>歯の健康手帳印刷において、予定価格書の決定者が課長となっている。 平成24年2月28日付け副市長通知により、「予定価格の決定は市長が行う事務のため、決定者は市長名とする。」とされている。</p>	<p>予定価格書の決定者を市長名として事務を適正に行います。</p>